# 入札説明書

令和7年度五條市公告第号に基づく入札については、五條市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年10月27日
- 2 担当部局

〒637-0016 五條市近内町1104番地の4

五條市産業環境部 環境政策課 エコ・リレーセンターごじょう 総務係

電 話 0747-24-4111

FAX 0747-24-4113

E-Mail ecorelay@city.gojo.lg.jp

- 3 入札に付する事項
  - (1)入札件名 資源物売払い業務(カン・小型金属類)
  - (2)業務内容 仕様書のとおり。
  - (3) 契約期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
  - (4)履行期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

  - (6) その他

その他詳細については、仕様書等のとおりとする。

## 4 入札参加資格

次に掲げる(1)から(9)まで全ての要件を満たす者が、この入札に参加する ことができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 五條市令和 7・8 年度物品・役務入札参加資格に係る業者登録において、役務業種名「リサイクル業務」及び役務業務名「金属・カン」に登録がなされている者であること。
- (3)公告日から過去5年間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、同業務の業務委託契約(同品目の売買契約)を受注者として締結し、それらを誠実に履行している者であること。
- (4) 金属くず業許可証又は金属くず行商届出済証を有していること。
- (5) 廃棄物再生事業者登録(金属くず・空き瓶)の許可を有していること。
- (6) 国税、地方税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (7)公告日から落札決定までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加 停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による 入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の申立がなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者
  - ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(五條市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
  - ② 暴力団(五條市暴力団排除条例(平成24年五條市条例第7号)第2条第1号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与 していると認められる。
  - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に 非難されるべき関係を有している。

#### 5 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、4 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記(1)の0~0の書類を提出しなければならない。

なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

### (1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ② 契約履行実績証明書(様式1の2)※実績証明書に記載した契約の契約書等(受注形態、内容等が記載された契約書等)の写しを含む。

国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して同業務の業務委 託契約(同品目の売買契約)を受注者として締結し、それらを誠実に履行し た実績を2件以上記入してください。

- ③ 金属くず業許可証又は金属くず行商届出済証の写し
- ④ 廃棄物再生事業者登録許可証の写し(金属くず・空き瓶)
- (2) 提出期限 令和7年11月6日(木) 午後3時まで
- (3) 提出場所 上記2の担当部局に同じ
- (4) 提出方法及び部数

①方法 持参又は郵送によること。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「資源物売払い業務(カン・小型金属類)に係る入札参加資格確認申請書類 在中」と朱書してください。

② 部数 各 1 部

※様式サイズは、A4サイズとする。

### (5) 入札参加資格審査結果の通知

申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和7年11月11日(火)までに、次に掲げる事項を記載した一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知します。(先にFAX又は電子メールにより通知した後、改めて郵便により通知書を送付します。)

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格が無い旨及 びその理由
- ※ 入札参加資格が無い旨の通知を受理した者は、受理した日から起算して3 日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。)以内に書面を(3)の提出先 に持参して説明を求めることができます。

#### (6) その他

- ア 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用し ません。
- エ 提出された申請書及び確認資料は返却しません。

### 6 入札方法等

(1)入札の基本的事項

入札者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(2) 公正な入札の確保

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

(3)入札方法(入札金額について)

入札は、1kgあたりの単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 なお、契約については少数点第1位までの単価契約とする。

- (4) 入札書及び入札について
  - ① 入札者は、所定の入札書(様式2。誓約書を兼ねる。)を作成し、③のとおり 作成・記入した入札書用封筒に入れてください。
  - ② 入札書の記載にあたっては、次の点に注意してください。入札書の記載方法については、別添の「入札書の記載例」のとおりです。
    - ア 入札書には「住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号)を記載すること。※本件責任者と本件担当者は、同じ者であっても両方に記載すること。イ 入札書の日付は、入開札日を記載すること。
  - ③ 入札書は、別添の「入札書用封筒の作成・記入方法」のとおり、入札書用封筒に入れ、封筒表面に「宛名(五條市長)」、「件名」、「入札書在中」、「住所、商号又は名称、代表者職氏名(代理人氏名)」を記入のうえ、封かん(封の糊付け)すること。 ※入札書封筒のサイズは、長3封筒とする。
- (5) 開札時刻以降の開札場所への入室はできません。
- (6) 入札執行回数

入札回数は、1回とします。

- (7)入札者は、その提出(郵送)した入札書を引き換え、変更し、又は取り消す ことはできません。
- (8) 入札書の金額の数字等

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を 記入してください。

(9) 入札書の記載事項の訂正

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書しなければなりません。ただし、入札書(及び内訳書)の金額を加除訂正することはできません。また、提出(郵送)後の入札書及びその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

- (10) 入札の延期、中止等
  - ア 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札延期、中止又は取り止めることがあります。
  - イ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生 じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。
  - ウ 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札を延期、中止又は取消します。
- (11) その他
  - ① 応札者が1者であっても、入札を執行します。
  - ② 入札書は、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記載してください。

### 7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所(送付先)

**∓**637−8799

日本郵便 五條郵便局留 五條市産業環境部環境政策課 エコ・リレーセンターごじょう

- (2) 入札説明会の日時及び場所 実施しません。
- (3) 開札の日時及び場所 令和7年11月19日(水) 午前10時20分 五條市近内町1104番地の4 エコ・リレーセンターごじょう
- (4)郵便入札について

入札書を入れた入札書用封筒(上記6(4)の方法による。)を郵送用封筒 (外封筒)に入れ、郵送用封書の表面には「入札書 在中」、「件名」、「住 所、商号又は名称、代表者職氏名」を記入のうえ、簡易書留又は書留郵便によ り(1)の郵送先へ令和7年11月17日(月)必着で郵送してください。

※ 郵送用封筒(外封筒)の作成・記入方法は、別添の「入札書を郵送する場合の郵送用封筒(外封筒)の作成・記入方法」のとおりです。

### 8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに上記2の担当部局へ入札辞退届(様式3)を提出してください。郵送の場合は、令和7年11月17日(月)午後3時までに到着するものに限ります。封書に「宛名(宛先)」のほか、「件名」、「入札辞退届在中」、「住所、商号又は名称、代表者職氏名」を記入して提出又は郵送してください。なお、郵便入札の場合、入札書等の郵送後においても、開札日の前日午後3時までは入札の辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は入札辞退届(様式3)を上記2の担当部局へ期限までに直接持参するか期限までに到達するよう書留郵便により提出するものとし、当該期限を過ぎた場合の辞退は認めません。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入 札書等は返却しません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書、入札書用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書に「代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名及び連絡先」の記載がない入札
- (4) 入札書の入札金額及び内訳書の金額を訂正又は書き換えした入札
- (5) 内訳書中の金額が不整合、又は内訳書の合計額と入札金額が一致しない入 札
- (6) 入札書の日付が開札日でない入札、又は日付の記載がない入札
- (7) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、この入札説明書の 訂正方法に違反した入札書及び内訳書による入札
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の入札

- (10) 指定した必要書類が同封されていない入札、封筒に封かん(封の糊付け) のない入札
- (11) 1つの封筒に2枚以上の入札書が同封された入札、又は入札書以外のもの (同封するよう指定した書類を除く。)が同封された入札
- (12) 郵便による入札おいて、次のいずれかに該当する入札
  - ア 所定の日時までに到着しなかった郵便による入札
  - イ 書留郵便以外の郵便による入札
  - ウ 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (13) 提出期限内に入札参加資格確認に係る書類を提出しない者の入札、又は当該書類に虚偽の記載をした者の入札
- (14) その他この入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 開札の立会いについて
  - ① 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない市職員 の立会い、申請者の中から選任した開札立会人(以下「開札立会人」とい う。)により行います。
  - ② 開札立会人は、2者(1者のみの申請の場合は1者)を選任し「開札立会通知書」を送付します。
  - ③ 開札立会人は「開札立会通知書」を持参すること。
  - ④ 開札立会人は、代理人に立会を委任することができます。
  - ⑤ 代理人が立会いを行う場合は、「開札立会通知書」、「開札立会委任状」 を持参すること。
  - ⑥ 開札日時までに開札立会人又は代理人が参集しない場合、当該入札事務に 関係のない市職員の立会いにより開札を行います。
- (2) 入札価格が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホーム ページ上に掲載します。
- (3) くじによる落札者の決定

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、 直ちに「くじ」により落札者を決定します。なお、当該入札事務に関係のない 市職員が代わってくじを引きます。

- (4)入札した者は、入札後、入札手続、五條市契約規則、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとします。 ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しな いとき。

- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

### 11 入札保証金等

- (1)入札保証金 免除します。
- (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、五條市契約規則(昭和39 年 4 月五條市規則第 4 号)第 22 条第 1 項各号の規定に該当する場合(下記ア又はイに該当する場合)は免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。 イ 過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と本市が同等と認める 契約(種類及び規模をほぼ同じくする契約)を数回以上締結し、これらをす べて誠実に履行した者。

## 12 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、五條市契約規則第19条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

### 13 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合においては、次のとおり電子メール又はFAXによる質問書(様式1の3)の提出に限り受け付けます。また、提出については、まとめて1回のみとし、電子メール又はFAXの送信後、提出先に電話にて着信確認を行ってください。(質問がない場合は、質問書の提出及び電話連絡は不要です。)

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年10月30日(木)正午まで
- (2)提出先 五條市産業環境部 環境政策課

エコ・リレーセンターごじょう 総務係

電 話 0747-24-4111

FAX 0747-24-4113

E-Mail ecorelay@city.gojo.lg.jp

### (3)回答方法

令和7年11月4日 (火) に質問及び回答の内容を、五條市公式ホームページ (<a href="https://www.city.gojo.lg.jp">https://www.city.gojo.lg.jp</a>) に掲載します。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

#### 14 その他

入札参加資格者又はその代理人が、本件の入札に関して要した費用については、全 て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。